

日本の社会学領域における「代替養育」の研究状況と今後の展望

野 崎 祐 人

京都大学大学院 人間・環境学研究科 共生人間学専攻

〒 606-8501 京都市左京区吉田二本松町

要旨 本稿の目的は、様々な事情によって実親のもとで養育されない子どもに対する公的な保護・養育のしくみである「代替養育」を、社会学がどのように研究してきたのかをレビューし、今後の展望を示すことである。

「代替養育」の歴史社会学研究は子どもの公的な保護をめぐる言説状況を跡付けてきた一方、「代替養育」のフィールドワーク研究はインタビュー調査や参与観察の手法を用いて、保護されて里親や施設のもとにおかれたあとの子どもの経験に照準してきた。また、「代替養育」のフィールドワーク研究のうち、里親を対象とした研究は里親内部の差異や多様性に注目しつつも家族社会学内部に閉じられていたのに対し、施設を対象とした研究は多様な社会的関心からなされつつも多くの研究対象を手つかずのまま残している。

こうした研究対象、研究関心上の偏りを踏まえ、さらなる研究の方向性をいくつか示した。

1. は じ め に

近代社会においては、子どもの養育は主として私的領域としての家族の中で子どもと血縁関係に

ある実親によって担われるが、その一方で様々な事情から実親のもとで養育されない子どもも一定数存在し、そうした子どもを公的に保護し里親や児童施設のもとで養育する「代替養育」¹⁾のしくみがある(図1)。

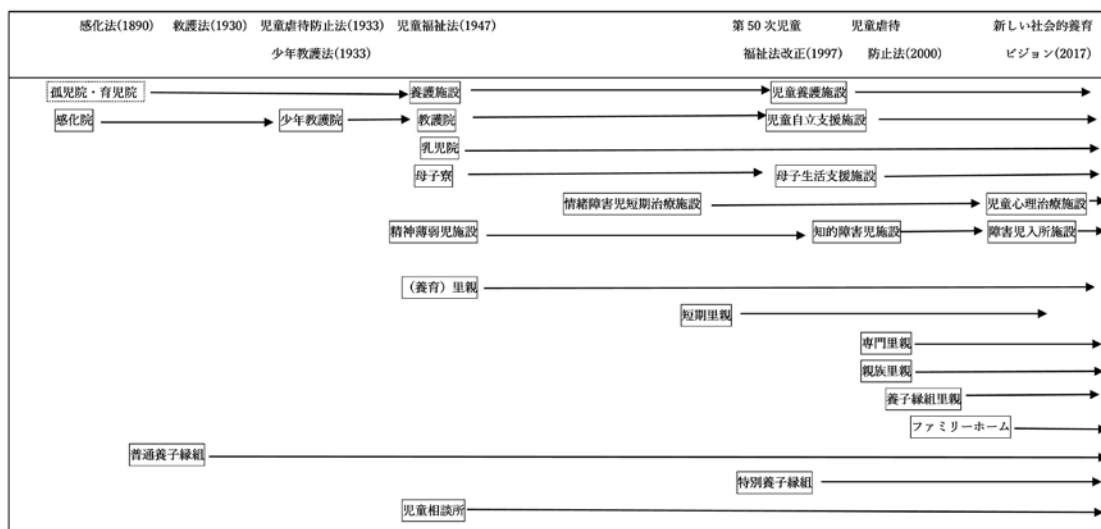


図1 「代替養育」に関わる主要な法律・政策と機関の変遷 出典：吉田幸恵（2018）などを参考に筆者作成。

「代替養育」は主に社会福祉学・社会事業史領域や心理学領域において研究されてきたが、社会学領域においても1990年代から対象となり、主に史料調査に基づく歴史社会学研究の方法とインタビュー調査や参与観察などのフィールドワーク研究の方法によって研究されてきた²⁾。そうした研究は社会的な問題関心のもとで、社会的な方法を用いることで他の学問領域における研究と自らを差異化し、「代替養育」に関する新たな学問的言説を生み出してきたのである。

本稿の目的は、「代替養育」を社会学がいかなる社会背景、研究潮流のもとで、どういった史料やデータを検討対象としながら研究してきたのかを整理することである。「代替養育」に関する社会学的研究のレビューを目的とした論文は対象を限定したものであればいくつもあり³⁾、個別の研究においても先行研究のレビューがなされているが、それらのレビューと本稿の作業とは、以下の2点において異なる。

第一に、本稿は歴史社会学研究とフィールドワーク研究の双方をレビューする。のちに見るように、2010年代に「代替養育」の社会学研究が劇的な蓄積をみながら歴史社会学研究とフィールドワーク研究は互いの知見を参照し合うようになっているが、双方に目を配った包括的なレビューは未だなされていない。本稿では、「代替養育」の社会学研究の両輪として存在してきた歴史社会学研究とフィールドワーク研究の双方の動向を跡づけてそれらを比較することで、社会学領域における「代替養育」の研究状況の全体的特徴を描きたい。

第二に、本稿は個々の研究が「代替養育」のどの段階を、「代替養育」に関与するいかなる人物／機関を研究対象としてきたのかを整理する。一般に「代替養育」は、子どもが何らかの形で「公的に保護すべき」とみなされるような状態になり、「公的に保護すべき」と判断がなされて、施設や里親のもとに置かれ、実際に養育され、一定の年齢に達するなどの理由から「代替養育」が終了する、といった複数の段階に分けることができる。また、この一連の流れのなかでは、養育を受ける子どもに加え、公的な介入を受ける家族内の実親やきよ

うだい、里親や施設職員などの養育者、関連省庁や自治体などの行政機関、社会福祉や医学・心理学の専門家など、多様な人物や機関が登場する。「代替養育」の社会学研究はそれぞれの問題設定や分析の中で、どのような人物／機関を、どのような段階を扱うのかを明示してきたが、先行研究をレビューする際にはそういった差異に注意を払っていないものも多い。本稿では特に、個々の研究が、「保護されるべき」とみなされるまでの子どもをめぐって主に行政や社会事業・社会福祉の専門家によって発せられた言葉を扱ったものなのか、それとも保護されたあとの子どもをめぐって主に里親や施設職員などの養育者によって発せられた言葉を扱ったものなのかという点に注目しつつ整理していく。

以下、1990年代（第2節）、2000年代（第3節）、2010年代以降（第4節）⁴⁾のそれぞれの時期の日本の社会学領域が、どのような社会状況、研究潮流のもとで、「代替養育」のどの段階／誰の行為・言説を研究してきたのかをまとめよう。今後の展望を述べる（第5節）⁵⁾。

2. 1990年代

日本の社会学領域における「代替養育」研究の起点は1990年代に見てよいだろう。のちに取り上げる土屋敦（2014）でも説明されているように、1950年代中盤に戦災孤児の保護・養育を終えてから1980年代までの間、「代替養育」とくに児童施設は対象とする子どもをあまり持たず存続の危機に直面しており、「代替養育」に対する社会的関心自体が低かった。そのため1980年代までは、子どもが育つ環境を研究対象とする教育社会学や家族社会学などの連子符社会学領域のいずれも「代替養育」に注目することはなかった。

1990年代に入って「児童虐待」の社会問題化を背景に「公的に保護し養育すべき」と見なされる子どもが急増したことで、「代替養育」への社会的・学問的関心が高まる。加えて、「児童虐待」を定番の研究対象としていたアメリカ社会学の構築主義的社会問題論、「孤児」をはじめ公的に保護すべきとみなされる子どもを研究対象としていた近

代的家族・子ども史など、同時代に日本の社会学者が学んだ欧米の社会学理論・方法のいくつかは「代替養育」を1つの研究対象としていた。こうした社会的・学問的背景のもとで、1990年代に「代替養育」の社会学研究が着手される。

2-1. 「公的に保護すべき子ども」の歴史社会学の登場——近代的家族・子ども史、構築主義的社会問題論から

「代替養育」を社会学領域で初めて研究対象に据えたのは、Ariès (1960=1980) の『〈子供〉の誕生』の翻訳や近代家族論の直接的・間接的影響のもとに、家族・子ども規範の歴史性を解明していた近代的家族・子ども史領域であった。この研究潮流を踏まえた社会学研究者によって試みられたのは、近代的子ども・家族規範を象徴する「家庭」概念の受け手・担い手として多くの近代的家族・子ども史研究において注目されていた大正期の新中間層のうちにはではなく、公的な子どもの保護・養育の仕組みが本格的に形成された同時期の児童保護事業のうちに、近代的な家族・子ども規範を見出すことだった。

平塚眞樹 (1992,1994) では、「児童の権利」概念が登場し児童保護制度が成立した1920年代の内務省関係者、児童保護事業関係者の言説が検討され、家族に介入し子どもを公的に保護することの根拠として「児童の権利」概念や「中流の家庭」における子育て規範がいかに用いられたかが示される。鈴木智道 (1997) でも大正期から昭和初期における下層の家族に対する社会事業に関する政策言説、専門家言説が検討され、社会事業においては「家庭」が制度を運用するための規範として位置づけられており子どもを実親から切り離して施設のもとに置くことが忌避されていたことが指摘される。

他方で、1990年代においてはほとんど「現代」であった1980年代以降の「公的に保護すべき」子どもをめぐる言説状況を研究対象に据えたのは、当時アメリカ社会学で隆盛していた構築主義的社会問題論の視座に影響を受けた児童虐待問題研究であった⁶⁾。上野加代子 (1996) は、厚生省をはじめとする政策主体や民間団体の言説、児童虐待

問題を扱った書籍、専門誌、新聞記事を分析し、児童虐待の言説が1990年代以降急速に増えたこと、1970年代や1980年代前半には主に経済問題に起因するものとして語られてきた児童虐待問題が、1990年代以降家族関係の病や個人の性格形成史の問題として捉えられるようになったことを示した。

直接参照している社会学理論・方法は西洋の社会史研究に端を発する近代的家族・子ども史研究と、アメリカ社会学のなかで流行していた構築主義的社会問題論と相異なるものの、上記の児童保護の言説研究 (平塚 1992,1994, 鈴木 1997) と児童虐待研究 (上野 1996) は類似の作業を行っている。それは、近代日本の特定の時期における「どういった子どもを公的に保護すべきか」をめぐる言説状況が、どういった人物・機関によって形作られていったのか、そこでは家族・子どもに関するいかなる規範や専門知が参照されていたのかを跡付ける作業である。これらの研究は主にいかなる子どもを公的に保護するのか、いかなる家族に公的に介入するのかに関係する部分、つまり「代替養育」の最初の段階に焦点を当てたものであり、分析資料として用いられていたのは政策言説や社会事業・社会福祉の専門家の言説であった。他方で、公的に保護されたあとの子どもが受ける養育のあり方に関しては、社会事業家による施設養育のあり方をめぐる言説に触れられてはいるものの、施設現場の一次資料を用いたより具体的な処遇のあり方が記述されるまでには至っていなかった。

2-2. フィールドワークに基づく里親・施設研究の萌芽——当事者の意味づけへの着目

「公的に保護すべき子ども」をめぐる言説状況の跡付け作業によって「代替養育」の歴史社会学研究が着手された1990年代は、フィールドワークによる「代替養育」研究が行われ始めた時期でもあった。

樽川典子 (1994) は里親への生活史インタビューを行い、その語りの中に見られる子ども観・家庭観を記述した。また田中理絵 (1998ab) は、家族崩壊を経験し児童養護施設に入所した当事者への生活史インタビューから、家族崩壊を経験した子どもがどのような社会化の過程を辿るのか、どう

いったスティグマ付与を経験して、いかにしてその解消・軽減を図るのかを記述した。

里親と施設、それぞれのフィールドワーク研究の先駆けとしてのこれら論文は、社会学のフィールドワーク研究の一手法である生活史インタビューの方法を用いることで、公的に保護されたのちの子どもをめぐる経験の諸相を養育者である里親や子ども自身といった当事者の意味づけの位相に照準して記述することを試みたものだった。

3. 2000 年代

2000 年代には児童虐待の対応相談件数が劇的な増加を見せ、関連政策も整備されていく。これを追うようにして蓄積された、児童虐待の社会問題化の通時的プロセスを構築主義的社会問題論の立場から跡付ける研究群が、2000 年代の「代替養育」の社会学研究の中心となる。他方、近代的家族・子ども史の視座から戦前期を対象になされた「代替養育」の歴史社会学研究も、対象を拡大しつつ進展をみる。1990 年代には個別論文のレベルで散見されていたフィールドワークに基づく「代替養育」研究の体系化が初めてなされるのも 2000 年代である。

1990 年代に据えられた問題設定を引き継ぐようにしてなされたこれらの研究群を概観していきたい。

3-1. 「公的に保護すべき子ども」をめぐる歴史社会学の進展——対象の拡大

1990 年代に着手された「児童虐待」の構築主義的研究は、多様な専門家言説やメディア言説、政府の統計データなどに分析対象を拡大しつつ進展し、2000 年代の「代替養育」の社会学研究の中心を担う⁷⁾。

上野加代子・野村知二（2003）では、主にマスメディアの言説を対象に、1990 年代から 2000 年代にかけて「児童虐待」に関する言説が劇的に増大していくメカニズムの一端が論じられる。村田泰子（2006）では厚生省の資料や母子の臨床心理や精神病理に関する専門家言説を素材として、1990 年代以降の児童虐待の社会問題化のなかで広

範に使用されるようになった「ネグレクト」概念がいかに成立してきたのか、いかに女性性と結びつけられてきたのかがジェンダーの視点から考察される。

さらには、行政における児童虐待の統計的データさえも構築主義的社会問題論の立場から読み解かれる。内田良（2005）は、1990 年度～2006 年度における厚生労働省（旧厚生省）発表の「児童相談所における児童虐待対応相談件数」の分析によって、1990 年代後半以降虐待発見の動きを牽引するようになったのは政令指定都市等の都市度が高い地域であることを示し、児童虐待言説と都市的なものの見方との結びつきを指摘した。さらに内田（2009）は、児童虐待の統計的データを解釈する言説、すなわち虐待の増加説と虐待の減少説とを詳細に比較し、児童虐待言説と都市の病理に関する言説との結びつきを再度示している。

こうした構築主義的「児童虐待」研究の一方で、平塚（1992,1994）や鈴木（1997）が扱った大正期の児童保護事業の前史ともいえる明治期の感化救済事業における「公的に保護すべき子ども」をめぐる言説状況に焦点を当てたのが橋本陽子である。橋本（2004）は、明治 20 年代までは慈善事業・救済事業のなかで篤志家たちによって専ら「不幸で憐れむべき」存在として語られていた孤児・棄児が、明治 30 年ごろから「放置されれば社会に害悪をもたらす恐れのある存在」として認識されるようになり、その保護が救済事業だけでなく犯罪防止事業として位置づけられるようになったことを示し、戦前期の「公的に保護すべき子ども」をめぐる言説状況を近代的家族・子ども史の視座から跡付ける研究の対象時期を広げる。

ここまで概観してきた「代替養育」の歴史社会学研究の問題関心は、戦前期と 1980 年代以降における「いかなる子どもを公的に保護すべきか」に関する言説状況にあり、その検討対象は主に政策言説、専門家言説、メディア言説であった。他方で唯一、子どもや養育者の語りを手がかりに公的に保護されたあとの子どもの経験に迫ったのが近代家族論を踏まえつつ近世・近代日本の家族を研究してきた沢山美果子であった⁸⁾。沢山（2005）では、1870 年代～1930 年代の捨て子について「普遍

化され、抽象化されたカテゴリーとしての『子ども』ではなく、歴史的社会的文脈のなかで生きる、固有名詞を持った一人一人の子どもの具体的な生や経験に即して考え」（沢山 2005:203）ることが試みられ、戦前期の代表的な児童施設である東京市養育院の史料をもとに、子どもとその家族の語りや施設の実践のうちにいかなる近代的孩子も観がみられるのか／みられないのかが記述される。

3-2. フィールドワークに基づく里親・施設研究の体系化

フィールドワークによって「代替養育」に関わる児童施設を検討した最初の社会学研究である1990年代の田中の一連の研究は2004年に著書にまとめられるが（田中 2004）、フィールドワークに基づく里親研究の最初の体系的成果は2000年代における家族社会学者の和泉広恵によるインタビュー調査に基づく里親研究である。和泉（2006）は、1980年代以降「家族」の自明性が切り崩されたのちにあって我々の多くは「家族」と呼ばれるような関係を実践し続けているのはなぜかという家族社会学的問いのもとで、当時の社会における「家族」の意味の一端を明らかにすべく、親子関係の始まりと終わりを持ちながらも「家族」を志向している（ようにみえる）里親家族を研究対象に据える。そして、里親へのインタビュー調査をもとに、里親たちがいかに「家族」を実践しているのか、そのプロセスを描き出した。

2000年代にはこのように、里親と施設それぞれについて、当事者の意味世界に照準しつつフィールドワークに基づいてなされた「代替養育」研究の初めての体系化が行われたが⁹⁾、そうした研究が本格的な増加を見るのは2010年代である。

4. 2010年代以降

2010年代に「代替養育」の社会学研究は量的にも質的にも劇的に進展する。その背景にある社会的・学問的事情として、以下3点を挙げることができる。

第一に、家族社会学・教育社会学・子ども社会学といった、子どもや家族に関する事象を扱う複

数の社会学領域のなかで、Ariès（1960=1980）の『〈子供〉の誕生』や近代家族論による図式的な説明を再考し、個別具体的な対象においてどのように近代的家族・子ども観が見られるのか／見られないのかを描き、子ども・家族規範の多様性を示す多くの試みがなされるようになり¹⁰⁾、その対象の1つに「代替養育」が据えられたことである。第二に、2017年「新しい社会的養育ビジョン」に代表されるような2010年代における「代替養育」関連の政策のなかで、施設における養育ではなくより一般家庭に近い里親家庭における養育を優先すべきであることが強調されるなど、近代的家族・子ども規範を重視するような言説が多くみられるようになり、その状況が家族社会学者に注目されたことである。第三に、2000年代後半からの「子どもの貧困」の社会問題化を受けて教育社会学者によって行われていた貧困・社会的排除研究の中で、社会経済的に不利な状況にあるとされる「代替養育」のもとにある子どもたちの経験に焦点が当てられたことである。

以下、こうした背景のもとで2010年代に蓄積された「代替養育」に関する歴史社会学研究、フィールドワーク研究を概観していきたい。

4-1. 「公的に保護すべき子ども」をめぐる2つの歴史社会学の接続と戦前の児童施設への着目

第2、3節で述べてきたように、「どのような子どもを公的に保護すべきか」をめぐる歴史社会学的検討は、近代的家族・子ども史の視座から明治期・大正期の児童保護事業における言説を跡付けるものと、構築主義的社会問題論の視座から1980年代以降に登場・普及した「児童虐待」言説を跡付けるものとの、独立した2つの研究群によって担われてきた。その間にあたる敗戦後期から1980年代における「公的に保護されるべき子ども」をめぐる言説構造の変容を跡付け、上記の2つの研究群の接続を行ったのが、2010年代における土屋敦による一連の歴史社会学研究である。

土屋（2014）は、明治期・大正期において形成された家族への公的な介入によって子どもを実親から切り離すことを忌避する言説状況と、1990年

前後以降に「児童虐待」言説の劇的な興隆を背景に形成された家族への公的な介入により子どもを実親から切り離すことを肯定する言説状況とは別個のものとして捉えられるのではなく、両者の関係は前者から後者に暫時移行していく過程として把握することができるのではないか、という問題関心から出発する。そのうえで、政策言説や専門家言説の検討をもとに、敗戦直後から1970年代までの時期において、1950年代には幼少期における実母から切り離されながら施設のなかで生活する子どもの心身上の発達遅滞を危惧する「ホスピタリズム（施設病）」論に代表される児童心理学・児童精神医学の専門知の興隆を背景に、公的な介入によって子どもを実親のもとから切り離すことを忌避する規範が強化されていたのに対し、1960年代以降問題のある家庭に対し積極的に介入し子どもを公的に保護すべきであるとする言説が徐々に支配的となっていく過程が示される。

以後も、土屋による戦後以降の「公的に保護すべき子ども」をめぐる言説を対象とした歴史社会学研究は、いくつかのテーマのもとで続けられる。土屋（2016a, 2017）においては、1960年代～1970年代に展開された家庭への公的な介入と子どもの保護を肯定する言説（「新しい児童問題」「施設必要論」「親権制限問題」）がより詳細に跡付けられる。また土屋（2018）では、1960年代初頭に里親委託の推進を担った家庭養護促進協会の活動が跡付けられ、それが近代家族的な理念をきわめて重視していたことが示される。さらに、特に児童精神医学・発達心理学言説の影響を追ったものとして、土屋（2019）では、1940年代初頭から1950年代においてフロイト派児童精神医学が日本の親から切り離された子どもをめぐる議論に移入していく過程が描かれ、土屋（2020）では1940年代後半から2000年代に至るまでの代替養育をめぐる政策言説・専門家言説における「愛着障害」概念の興隆／衰退の系譜とその背景の跡付け作業により「愛着障害」概念が一貫して近代家族規範と強く結びついてきたことが示されている。

1990年代に着手された、戦前期と1980年代以降の「公的に保護されるべき子ども」をめぐる言説の歴史社会学的検討、そしてその狭間の時代に

おける同主題を扱った土屋の一連の研究の対象の中心は、児童施設や里親のもとに措置される前の子どもをめぐる児童行政における政策言説、小児科学や児童心理学領域の専門家言説、そこに見出される家族・子ども規範にあった¹¹⁾。それに対して、児童施設や里親のもとにたどり着いた後の子どもの処遇をめぐる言説や、直接子どもの養育に当たった施設職員や里親、あるいは子ども自身の語りを中心的に扱う研究は、2000年代には沢山（2005）のほかには見られなかったが、2010年代には明治期・大正期の施設現場においてどのような養育が行われていたのかを歴史社会学的方法で跡付ける研究がいくらか見られるようになる。

稲井智義（2013）は、戦前期の代表的な孤児院である岡山孤児院を設立した石井十次の思想と実践における家族や学校をめぐる近代的孩子観の現れ方を記述し、1887年の設立当初から疑似家族による養育と学校教育を施していた岡山孤児院が1905年ごろから特に「家庭」概念を規範とするようになったことを明らかにした。足立咲希（2019）は、明治期の一児童施設である上毛孤児院における孤児への視線や養育の諸相を描き、上毛孤児院では保護の対象とされた子どもは家庭が欠如しているために憐れな存在であると同時に将来犯罪を起し得る存在として語られていたこと、また孤児院内外の人々に「家庭」規範を伝播することが行われていたことを記述した。土屋（2021a）は、戦前期の代表的な施設である東京市養育院の1890年代から1990年代にかけての里親委託の実践に焦点を当て、そこでは「家庭」「教育」といった複数の子どもの観が多層的に交錯・拮抗していたことを示した¹²⁾。

このように、2010年代には戦前期と1980年代以降における「公的に保護されるべき子ども」をめぐる2つの歴史社会学研究の接続作業が行われるとともに、児童施設に残された一次資料を用いながら公的に保護された後の子どもをめぐる言説の中に近代的子ども・家族語りを見出す試みも少しずつなされ始めたのである。

4-2. フィールドワークに基づく里親・施設研究の劇的な進展——家族社会学領域における里親研究と多様な社会的関心による施設研究

上記のような進展を見せた「代替養育」の歴史社会学研究とともに、フィールドワークに基づく「代替養育」研究も2010年代に劇的な進展を見せる。

和泉（2006）によって先鞭をつけられたフィールドワークに基づく里親研究のまとまった成果は、家族社会学領域において次々と発表される。

園井ゆり（2013）は養育里親、養子縁組里親、短期里親へのインタビュー調査で得られたデータを用いて、機能主義的な立場から里親家族の機能について検討し、里親家族が新しい家族形態として持つ可能性を示した。対照的に安藤藍（2017）は、社会的相互作用論、構築主義的な立場を採用し、養子縁組を目的とせず親族関係にもない子どもを育てる養育里親が、いかなる言説資源を用いながら自らの役割や経験を意味づけているのかをインタビュー調査に基づいて記述した。野辺陽子（2018）も同様に構築主義的な立場から、里親とともに「代替養育」の重要な担い手として位置づけられるようになった養子縁組に着目し、養親と養子の双方へのインタビュー調査から、解釈資源・解釈図式としての〈血縁〉が養子縁組の当事者によっていかに用いられているのかを経験的に記述した¹³⁾。

その他、親族里親制度に特に着目した和泉（2013）、里親養育をしている天理教信者（天理教里親）に注目した桑畑洋一郎（2020）、里親養育の新しい形態としてのファミリーホームに注目した安藤（2019）など、様々な種類の里親がいかに自らの実践や経験を意味づけているのか、そこで子どもや家族に関する規範がいかに用いられているのかを家族社会学的な問題関心から記述する研究が多く積み重ねられる¹⁴⁾。

このようにフィールドワークに基づく里親研究が主に家族社会学内部で行われたのに対し、同じく2010年代に大きな進展を見せたフィールドワークに基づく施設研究は、家族社会学と教育社会学を中心に複数の連子符社会学領域における問題関

心のもとで行われる。それらは、フィールドワークに基づく里親研究には取り入れることの難しい参与観察の手法も採用することで、より施設内の養育の諸相に照準していく。

まず、格差や貧困問題、社会的排除の観点から施設養護に注目した教育社会学者による調査研究がある。貧困・生活不安定層を中心に様々な形で不利、困難な状況にある人々の生活を研究テーマとしてきた社会学者たちによる共同研究の成果である西田芳正編（2011）では、児童養護施設で生活している子どもたち、施設を離れた若者たちが『『排除状態の典型層』として、そして、『排除型社会』とも呼ぶべき今日の日本社会の姿をクリアに描くことができる切り口として重要な存在』（西田2011:4）として研究対象に据えられる。そして、児童養護施設で生活している／いた子ども・若者へのインタビュー調査から、彼らが児童養護施設入所以前から施設での生活、学校経験、職業への移行や職業生活といった一連の過程のそれぞれの局面において、いかなる困難や周囲からの偏見を経験しているのかが描き出されている。また山口季音（2021）は、教育社会学における従来の「子どもの貧困と教育」研究が子どもの教育達成を左右する生活環境として家庭のみに注目してきたことを問題視し、家庭の貧困ゆえに家庭で暮らせなくなった子どもの生活環境に焦点を当てて子どもの貧困の全体像へ迫るために児童養護施設に注目する。そのうえで、児童養護施設での参与観察調査を通して子どもたちと職員の相互行為のあり方を描いた。

こうした教育社会学者による研究に対し、「代替養育」に関する施設を家族社会学研究のフィールドに初めて据えたのは藤間公太である。藤間（2017）は、近代家族論以降の子育てをめぐる政策・研究において近代家族的な子育て規範が相対化されてきたのに対し、「代替養育」をめぐる言説においては、反対に近代家族に近い養育環境を望ましいものとし集団生活による施設のあり方を批判する論調（「社会的養護の家庭化」論）が強まっているという状況に着目する。そして、児童自立支援施設における参与観察とインタビュー調査に基づいて、「社会的養護の家庭化」論において批判

の対象になっていた施設の集団性が現場の職員や子どもに対して持つ機能・効果を記述することで、「代替養育」を含めたすべての子育てをめぐる議論を脱家族化・近代家族規範相対化の観点から展開することの意義を示した。

他にも、「児童虐待」「発達障害」概念の興隆を背景に児童養護施設において関心が高まった向精神薬投与をはじめとする医療的なケアに対し施設職員がいかなる意味づけを行っているのかを「医療化論」の観点から描いた吉田耕平（2013）、吉田・土屋（2019）や、長期的な参与観察調査をもとに児童養護施設の子どもたちの間における暴力行為や友人関係といった相互行為のあり方を社会学的に分析した三品拓人（2019,2020）など、「代替養育」に関する施設は複数の連子符社会学領域における多様な社会学的関心から研究されるようになっていく。

このように2010年代には、家族社会学領域において里親を、多様な社会学的関心から施設を対象としたフィールドワーク研究が多くなされ、公的に保護されたのちの子どもの養育の諸相や、そこに現れる子ども・家族規範が記述されるようになっていった。

5. 今後の展望

ここまで、社会学領域が「代替養育」のどの段階のこういった対象を、どのような関心から研究してきたのかを跡付けてきた。1990年代には近代的家族・子ども史や構築主義的社会問題論といった欧米由来の社会学理論・方法に基づいて大正期や1990年代以降に「公的に保護すべき子ども」をめぐる議論がいかに展開したのかが跡付けられ始めるとともに（2-1）、フィールドワークに基づいて当事者の意味づけに照準する研究が着手される（2-2）。2000年代には、1990年代に着手された歴史社会学研究が対象を拡大しつつ進展するとともに（3-1）、フィールドワークに基づく研究のいくつかが体系化される（3-2）。2010年代には、それまで手つかずであった1940年代～1980年代の時期の「どのような子どもを公的に保護すべきか」をめぐる言説状況の跡付け作業が行われ、明治期・大正期の「保護されたあとの子ども」に対する施設での処遇のありようを描くいくつかのモノグラフも描かれるとともに（4-1）、家族社会学領域において里親を、多様な社会学領域において施設をフィールドとした、インタビューや参与観察といったフィールドワークに基づいた研究が劇的

表1 主要な先行研究の研究対象の設定

	歴史社会学（戦前）	歴史社会学（戦後）	フィールドワーク
保護の段階	戦前期の「公的に保護すべき子ども」をめぐる歴史社会学（近代的家族・子ども史） 橋本陽子（2004） 平塚眞樹（1992, 1994） 鈴木智道（1997） 高橋靖幸（2013, 2018）	戦後～1980年代の「公的に保護すべき子ども」をめぐる言説の歴史社会学（近代的家族・子ども史） 土屋敦（2014, 2016a, 2017, 2018, 2019） 1980年代～「公的に保護すべき子ども」をめぐる言説の歴史社会学（構築主義的「児童虐待」研究） 上野加代子（1996）内田良（2009）	『児童虐待』をめぐる相互行為 内田良（2001, 2002）
養育の段階	施設における養育の諸相（近代的家族・子ども史） 沢山美果子（2005） 土屋敦（2021a） 稲井智義（2013） 足立咲希（2019）		里親・養親の経験（近代家族再考） 和泉広恵（2006）園井ゆり（2013） 安藤藍（2017）野辺陽子（2018） 施設養育の諸相（近代家族再考） 藤間公太（2017） 施設と貧困・社会的排除経験（教育社会学） 田中理絵（2004）、山口季音（2021） 西田芳正編（2011）

な蓄積をみる(4-2)。最後に、対象や方法を異にする研究群どうしの比較を通して研究動向の特徴をより明確に述べたうえで、今後の展望を示したい。

まず、歴史社会学研究の状況を概観し、それとフィールドワーク研究の状況とを比較してみる。「代替養育」の社会学研究の状況を概観するとわかるように(表1)、里親や施設のもとに置かれた子どもをめぐる経験に主に焦点を当ててきたフィールドワーク研究とは対照的に、歴史社会学研究の主たる研究関心は「いかなる子どもを公的に保護すべきか」をめぐる議論、つまり公的に保護される前の子どもをめぐる言説状況であった。他方で、「保護すべき」と見なされて公的に保護されたあとの子どもたちをめぐる言説状況や児童施設・里親家庭などにおける養育の諸相を描く研究の蓄積は相対的に薄く、特に戦後に関しては皆無といっている状況にある。2010年代の土屋による一連の研究は、実親のいない戦災孤児・浮浪児が「公的に保護すべき」とみなされた敗戦直後期と、実親による児童虐待を受けた子どもが「公的に保護すべき」とみなされるようになった1990年代以降の間の時期に、「公的に保護すべき」子どもをめぐる言説構造はいかにして変容していったのかを跡付けることで、戦後の「代替養育」を歴史社会学研究の対象に据えた。今後は、戦後期において公的に保護されたあとの子どもの養育の諸相を描くモノグラフを描くことで、近年豊富に蓄積されている、フィールドワークに基づいて現代の里親や施設の養育実践を描くモノグラフと比較可能な研究知見を生み出すことも必要ではないか。

次に、フィールドワークに基づく「代替養育」研究内部の状況を見てみたい。こうした研究は、援助者や保護者の語りから「児童虐待」概念の用法を検討した内田(2001,2002)を除いては、その対象設定にしたがって里親研究と施設研究とに区分可能である。両者を比較すると、それぞれの研究状況には相異なる特徴が見出される。

里親研究を特徴づけるのは、対象内部の差異に注目する視点である。例えば、安藤(2017)は養子縁組を前提とせず親族関係にもない子どもを育てるという、他種類の里親と比較した際の養育里

親が持つ特徴に注目しているし、野辺(2018)は養親や里親に至る選択のプロセスを緻密に場合分けしている。一方で里親研究は施設研究ほど多様な社会的関心からなされておらず、家族社会学領域にはほとんど限定されている。家族を所与の実体としてではなく実践されるものとして捉えた和泉(2006)、機能主義的立場をとった園井(2013)、社会構築主義的立場を明確に打ち出した安藤(2017)や野辺(2018)と、方法的立場は相互に異なるものの、いずれの研究も自らを家族社会学研究として位置づけているし、(近代)家族を再考するという家族社会的な問いに取り組んでいる。里親・養親の教育観や里子・養子の進学問題といった教育社会的な主題や、発達障害や愛着障害といった専門概念と里親・養親の実践との影響関係という医療化論的な問題設定のもとで、家族社会学以外の連子符社会学領域のフィールドとなることで、里親養育はまた異なる側面をみせるのではないか。

これに対して施設研究を特徴づけるのは、研究関心の多様さである。みてきたように「代替養育」に関わる施設は、非家族を問うことで家族を再考するという(里親研究と共通する)家族社会的観点、子どもの貧困や教育福祉といった教育社会的観点、医学的な専門知の介入のあり方に着目する医療化論の観点など、多くの社会的関心のもとで研究されてきた。他方で、「代替養育」関連の施設には年齢や子どもの特性に応じて複数種類の施設が存在するにも関わらず(図1)、フィールドワークに基づく施設研究にそれらの間の差異に注目する視点は乏しい。ほとんどの研究は児童養護施設を研究フィールドとしているが、児童養護施設は主に一般家庭との比較のなかで捉えられ、他の種類の施設との比較の上で児童養護施設を捉えることへの関心は希薄である。参与観察に基づくもののなかでは児童自立支援施設を対象とした唯一の社会学研究である藤間(2017)においては、対象である児童自立支援施設はあくまで「代替養育」に関する施設の典型として捉えられており、乳児院や児童養護施設など他の施設との比較の視点がそこにあるわけではない¹⁵⁾。しかし、近代的家族・子ども観の多様性・複数性の経験的記述とい

う近年の研究潮流のもとで施設実践を考えたり、子どものライフコースや特性に応じた制度・処遇のありようを考えるうえでは、「代替養育」に関連する施設を一枚岩にとらえることをせず、まだ調査フィールドになっていない乳児院や児童心理治療施設なども研究フィールドに据え、個々のフィールドワークで得られた調査結果を比較対照する作業も必要ではないか。

以上、本稿では社会学領域における「代替養育」研究の展開を跡付けたくうえで、今後の展望を若干述べた。もっともここで示した方向性は、これまでの研究状況の「偏り」や背景にある社会学的関心を踏まえたうえで提示できるいくつかのものに過ぎない。研究関心、研究対象、研究方法のいずれの観点からみても、「代替養育」の社会学研究には手つかずの課題が膨大に残されている。

実親によって家庭で育てられない子どもに対する公的な保護・養育のありようは近代社会における子どもの主要な経験ではないからこそ、近代の子どもをめぐる家族・教育・福祉のあり方を問い直す試みの対象となってきた。今後も多様な社会学領域の研究フィールドであり続けるだろう。

注

- 1) このしくみは現代日本では基本的に「社会的養護」と呼ばれるが、それは1970年代後半ごろに使用され始めた歴史的な概念であり、日本の近代全体における子どもの公的な保護・養育を指す言葉として用いることは避けるべきであると思われる。本稿では、実親と分離状態にある子どもを公的に保護・養育するしくみを指す超歴史的・脱文脈的な言葉として、近年の関連研究において用いられることの多い「代替養育」という言葉を鍵括弧つきで用いる。
- 2) 本稿では、史資料を用いて「代替養育」の時間的変容を描くことを目的とした「歴史社会学」「言説分析」「社会史」等を名乗る研究群を「歴史社会学研究」と総称し、インタビュー調査やアンケート調査、参与観察等の社会調査に基づいて同時代の「代替養育」のありようを論じることを目的とした研究群を「フィールドワーク研究」と総称する。
- 3) 例えば、児童虐待研究をレビューした三島亜紀子(2007)、里親研究に対象を絞った野辺陽子(2012)がある。
- 4) 本稿では、「児童虐待に関する社会学研究」「里親や施設でのフィールドワーク研究」等、これまで別々にレビューされてきた「代替養育」に関する

複数の研究の流れを合わせてレビューする。そのため、このような10年ごとの時期区分・節構成をとることによって、「代替養育」の研究全体がどのように推移してきたのかを概観できるように、また同時期における上述の複数の研究の流れを並べて俯瞰できるようにした。

- 5) 基本的には、「代替養育」の社会学研究が見られるようになる1990年代以降発表された「代替養育」に関する学術書・研究論文のうち、社会学者によって書かれており社会学研究であることを明示しているものを取り上げた。社会学研究であることが自明でないもの、つまり社会福祉学や歴史学等の隣接領域における研究とみなされうるものを取り上げる際には、それに言及する理由をその都度示した。
- 6) こうした構築主義的な「児童虐待」研究は、対象が研究がなされた時点とほぼ同時代における言説状況であることもあり、「歴史社会学」研究として紹介されることは少ない。しかし本稿では、これらの研究が基本的に過去のある時点からの一定の時間幅を持つ史資料を検討し、言説状況の変容のプロセスを示していることから、「歴史社会学」研究としてレビューしている。
- 7) 2000年代に構築主義的な「児童虐待」研究が隆盛をみた理由の1つは、その一部が社会学者と社会福祉学者、あるいは社会福祉の実践者らによる共同研究によって行われたことにある(三島2007)。例えば児童相談所の児童福祉司として働いていた山野良一は、社会学における構築主義的な視座に影響を受けつつ、児童虐待言説が保護者や家族の「こころ」の問題に焦点を当てすぎるがゆえに保護者に対する働きかけが専ら心理療法や教育的治療によって行われ、社会的・経済的な生活に対する援助が蔑ろにされていることに警鐘を鳴らす(山野2006)。また、社会福祉学者の三島亜紀子による児童虐待をめぐる言説状況と動物虐待をめぐる言説状況の比較作業(三島2005)における視点は、構築主義的な児童虐待研究にとって極めて示唆的である。
- 8) 沢山自身は社会学者というよりは歴史学者であるが、近代家族論を意識しつつ近世・近代における子ども・家族のありようを論じるその一連の歴史研究は、社会学における近代的家族・子ども史研究の系譜に含まれるものであるため、本稿でも沢山による「代替養育」研究を社会学研究としてレビューしている。
- 9) また、児童虐待防止活動に携わる人々が「虐待」概念をいかに意味づけているかをインタビュー調査によって明らかにし、それを母親による「虐待」概念の意味づけと比較した内田(2002)は、「代替養育」の入口としての「児童虐待」をめぐる人々の相互行為を記述した研究として読める。さらに、(施設や里親などの「代替養育」は経験していないものの)虐待された経験を持つ人々が自らの経験をいかにして語るのか、そこに家族の愛情規範を基盤にしたスティグマ付与がいかに作用するのかをインタビュー調査をもとに記述した

- 内田 (2001) は、「代替養育」の入口を扱った社会学研究に含めることもできるかもしれない。
- 10) 家族社会学の研究対象を近代家族である／ないという二分法で語るのではなく、近代家族規範を構成する個別の要素に着目し、それを個別の事例に見出していくことを企図した野辺陽子ら (2016) や、近代的子ども観の「誕生」論で理解されがちな戦前期において、そうした近代的子ども観から取りこぼされた子どもに関する雑多な論理がいかに衝突したりすれ違っていったかを描くことで子どもの近代の多様性を描いた元森絵里子ら (2021) など。
 - 11) 2010 年代にも、1980 年代以降とは異なる仕方で構築されていた戦前期の「児童虐待」言説を検討した高橋靖幸 (2013, 2018) や、1990 年代以降の「児童虐待」に関する政策・メディア言説を再検討した田中 (2011) など、1990 年代や 2000 年代の歴史社会学研究において対象となっていた戦前期、1980 年代以降の「公的に保護すべき子ども」をめぐる言説状況を追尾する試みは継続されている。
 - 12) また、養護施設に収容されていた子どもも含めた戦災孤児・浮浪児が敗戦直後から 1950 年代に新聞メディアによっていかに語られたのかが記述された土屋 (2016b) や、逆に戦災孤児が施設・里親・親戚宅での生活や学校生活やその後のライフステージに関していかに語る／語らないのかをインタビュー調査によって記述したオーラルヒストリー研究である土屋 (2021b) では、戦災孤児の経験の一部としての「代替養育」に関する記述がある。
 - 13) 「養子縁組」研究を「代替養育」研究に含めるかどうかは微妙である。養親と養子の間に法的な親子関係が形成される養子縁組が政策上で「代替養育」の担い手として位置づけられるようになったのは、児童福祉法改正により養子縁組を希望するか否かで里親を区別するようになった 2008 年以降、特に 2010 年代の「代替養育」をめぐる政策議論においてであるからである。本稿では、養子縁組が「代替養育」の担い手として位置づけられるようになったのちに書かれ、公的な子どもの養育を担うという養子縁組の側面を意識している野辺 (2018) を「代替養育」の社会学研究に含めている。
 - 14) 社会学領域における里親研究は、社会学者と社会福祉学者、そして実践家など多様な立場の人が集うことに特徴がある福祉社会学会の機関誌『福祉社会学研究』上などにも見られるが、これらは社会的関心から出発したものというより、社会福祉学領域における里親研究の問題関心のもとでなされたものが多い。例えば、未委託の里親が多数存在するにも関わらず、日本で里親委託が進展しないことを里親の不足に求める論理がいかにして成立しているのかを、児童相談所や里親支援機関の職員へのインタビュー調査から明らかにした三輪清子 (2018) など。
 - 15) ただ、同じく児童自立支援施設における調査に基づいた藤間 (2020) は、非行性や養育環境上のニーズを持つ子どもの自立を支援することを目的とするという児童自立支援施設特有の「子ども」語りに注目した論考である。例えばこうした研究の知見と、他の種類の施設における「子ども」語りに関する知見とを比較対照することで、「代替養育」に関わる施設内部の近代の子ども・家族語りの多様性を浮かび上がらせることができるのではないか。

引用文献

- 足立咲希, 2019, 「近代日本の児童保護にみる孤児の創出——明治期上毛孤児院における孤児像と家族規範」土屋敦・野々村淑子編『孤児と救済のエポック——一六～二〇世紀にみる子ども・家族規範の多層性』勁草書房, 195-229.
- 安藤藍, 2017, 『里親であることの葛藤と対処——家族的文脈と福祉的文脈の交錯』ミネルヴァ書房.
- , 2019, 「小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の現代的な位置——社会福祉制度の『家庭性』」『人文学報』515 (3):85-104.
- Ariès, Philippe, 1960, *L'enfant et la vie familiale sous l'Ancien Régime, Edition du Seuil*, (杉山光信・杉山恵美子訳, 1980, 『〈子供〉の誕生——アンシャン・レージュム期の子供と家族生活』みすず書房.)
- 橋本陽子, 2004, 「犯罪防止と児童保護——明治期における『孤児・棄児』『不良少年』『習慣犯』の関係性の構築」『ソシオロジ』49 (2), 37-57.
- 平塚眞樹, 1992, 「日本における子ども『保護』の制度化と『子どもの権利』(上)」『社会労働研究』39 (2・3):395-420.
- , 1994, 「日本における子ども『保護』の制度化と『子どもの権利』(下)」『社会労働研究』40 (3・4):395-417.
- 稲井智義, 2013, 「子ども救済事業から子ども保護事業への展開——石井十次の家族と学校に関する思想と実践を通じて」『東京大学大学院教育学研究科基礎教育学研究室紀要』39:73-84.
- 和泉広恵, 2006, 『里親とは何か——家族する時代の社会学』勁草書房.
- , 2013, 「分断される養育者たち——東日本大震災は親族里親制度に何をもたらしたのか」『福祉社会学研究』10:171-192.
- 桑畑洋一郎, 2020, 「〈宗教的文脈〉に置かれる里親養育——天理教里親へのインタビュー調査をもとに」『福祉社会学研究』17:111-133.
- 三島亜紀子, 2005, 『動物虐待と児童虐待』青弓社.
- , 2007, 「日本の児童虐待問題に関する研究の 10 年——社会福祉学の研究者 v.s. 社会学の研究者?」『福祉社会学研究』4:189-196.
- 三品拓人, 2019, 「児童養護施設における子ども間の身体的な暴力の社会的検討——施設内における『男子性』の凝縮に着目して」『フォーラム現代社会学』18:74-87.
- , 2020, 「児童養護施設で暮らす小学生男子たちにとっての〈友人〉」『ソシオロジ』64 (3):77-

- 94.
- 三輪清子, 2018, 『里親の不足』の意味するもの——なぜ『里親は足りない』のか』『福祉社会学研究』15:93-113.
- 元森絵里子・高橋靖幸・土屋敦・貞包英之, 2021, 『多様な子どもの近代——稼ぐ・貰われる・消費する年少者たち』青弓社.
- 村田泰子, 2006, 「ネグレクトとジェンダー——女性のシティズンシップという観点からの批判的考察」上野加代子編著／山野良一／リーロイ・H・ペルトン／村田泰子／美馬達哉著, 『児童虐待のポリティクス——「こころ」の問題から「社会」の問題へ』明石書店, 167-205.
- 西田芳正編, 2011, 『児童養護施設と社会的排除——家族依存社会の臨界』解放出版社.
- 野辺陽子, 2012, 「家族社会学領域における里親研究の射程と課題」『家族研究年報』37:57-72.
- 野辺陽子・松木洋人・日比野由利・和泉広恵・土屋敦, 2016, 『〈ハイブリッドな親子〉の社会学——血縁・家族へのこだわりを解きほぐす』青弓社.
- 野辺陽子, 2018, 『養子縁組の社会学——〈日本人〉にとって〈血縁〉とはなにか』新曜社.
- 沢山美果子, 2005, 『「保護される子ども」の近代——『捨子』からみた近代社会の展開』佐口和助・中川清編『講座・福祉社会学第2巻 福祉社会の歴史——伝統と変容』ミネルヴァ書房, 199-231.
- 園井ゆり, 2013, 『里親制度の家族社会学——養育家族の可能性』ミネルヴァ書房.
- 鈴木智道, 1997, 「戦間期日本における家族秩序の問題化と『家庭』の論理——下層社会に対する社会事業の認識と実践に着目して」『教育社会学研究』60:5-22.
- 高橋靖幸, 2013, 「明治期における『児童虐待』の社会的構築」『子ども社会研究』19:91-104.
- , 2018, 「昭和戦前期の児童虐待問題と『子ども期の享受』——昭和8年児童虐待防止法の制定に関する構築主義的研究」『教育社会学研究』102:175-194.
- 田中理絵, 1998a, 「養護施設における子どものスティグマに関する研究」『教育社会学研究』63, 199-217.
- , 1998b, 「『家族崩壊』下の子どもの社会化過程に関する一考察」『九州教育学会研究紀要』25:71-78.
- , 2004, 『家族崩壊と子どものスティグマ——家族崩壊後の子どもの社会化研究』九州大学出版会.
- , 2011, 「社会問題としての児童虐待：子ども家族への監視・管理の強化」『教育社会学研究』88:119-138.
- 樽川典子, 1994, 「里親たちの親子関係序論——親子関係の解釈装置」『社会学ジャーナル』19:133-144.
- 藤間公太, 2017, 『代替養育の社会学——施設養護から〈脱家族化〉を問う——』見洋書房.
- , 2020, 「依存か自立かの二項対立を超えて——児童自立支援施設における『18歳問題』」元森絵里子・南出和余・高橋靖幸編『子どもへの視点——新しい子ども社会研究』新曜社, 123-135.
- 土屋敦, 2014, 『はじき出された子どもたち——社会的養護児童と「家庭」概念の歴史社会学』勁草書房.
- , 2016a, 「『施設養護』での『育児規範の上昇』——一九六〇年代後半から七〇年代半を中心に」野辺陽子・松木洋人・日比野由利・和泉広恵・土屋敦『〈ハイブリッドな親子〉の社会学——血縁・家族へのこだわりを解きほぐす』青弓社, 142-173.
- , 2016b, 「焦土の中の戦災孤児、浮浪児問題——『親を亡くした子ども』をめぐる『社会表象』の変遷をめぐる」相澤真一・土屋敦・小山裕・開田菜穂美・元森絵里子『子どもと貧困の戦後史』青弓社, 51-74.
- , 2017, 「『保護されるべき子ども』と親権制限問題の系譜——児童養護運動としての『子どもの人権を守るために集会』(1968-77年)」「子ども社会研究』23:113-130.
- , 2018, 「里親委託の再編と『子どものニード』の前景化」小山静子・小玉亮子編『家族研究の最前線③ 子どもと教育——近代家族というアリーナ』日本経済評論社, 251-271.
- , 2019, 「孤児の公的救済におけるフロイト主義の関与——戦時期から一九六〇年代における欧米学説の日本への移入過程を中心に」土屋敦・野々村淑子編『孤児と救済のエボック——一六～二〇世紀にみる子ども・家族規範の多層性』勁草書房, 309-352.
- , 2020, 「社会的養護における『愛着障害』概念興隆の2つの山——1940年代後半～2000年代までの日本の施設養護論の系譜を中心に」『福祉社会学研究』17:13-29.
- , 2021a, 「孤児、棄児・浮浪児の保護にみる『家庭』／『教育』——戦前期の東京市養育院での里親委託の軌跡から」元森絵里子・高橋靖幸・土屋敦・貞包英之『多様な子どもの近代——稼ぐ・貰われる・消費する年少者たち』青弓社, 129-164.
- , 2021b, 「『戦争孤児』を生きる——ライフストーリー／沈黙／語りの歴史社会学』青弓社.
- 上野加代子, 1996, 『児童虐待の社会学』世界思想社.
- 上野加代子・野村知二, 2003, 『〈児童虐待〉の構築——捕獲される家族』世界思想社.
- 内田良, 2001, 「児童虐待とスティグマ——非虐待経験後の相互作用過程に関する事例研究」『教育社会学研究』68:187-206.
- , 2002, 「援助実践における『児童虐待』の定義」『教育社会学研究』71:89-109.
- , 2005, 「『虐待』は都市で起こる——『児童相談所における虐待相談の処理件数』に関する2次分析」『教育社会学研究』76:129-148.
- , 2009, 「児童虐待の発生件数をめぐるパラドクス」『教育実践総合センター紀要(愛知教育大学)』11:269-277.
- 山口季音, 2021, 『児童養護施設的生活環境のダイナミクス——家庭で暮らせない子どもの育ちと職員の実践』学文社.

- 山野良一, 2006, 「児童虐待は『こころ』の問題か」上野加代子編著／山野良一／リーロイ・H・ペルトン／村田泰子／美馬達哉著, 2006, 『児童虐待のポリテクス——「こころ」の問題から「社会」の問題へ』明石書店, 53-99.
- 吉田耕平, 2013, 「児童養護施設の職員が抱える向精神薬投与への揺らぎとジレンマ」『福祉社会学研究』10:125-147.
- 吉田耕平・土屋敦, 2019, 「体罰から向精神薬へ：Z県の児童養護施設Yで働く施設職員の語りから」『地域科学研究』9:1-22.
- 吉田幸恵, 2018, 『社会的養護の歴史の変遷——制度・政策・展望』ミネルヴァ書房.

Review of the Studies on “Alternative Care” in Japanese Sociology

Yuto NOZAKI

Graduate School of Human and Environmental Studies,
Kyoto University, Kyoto 606-8501 Japan

Summary The purpose of this paper is to overview how sociological studies have studied “alternative care”, the official system of protection and fostering of children separated from their parents.

The historical sociology of “alternative care” has described the discourse on “the children to be protected officially”, while the sociological studies based on fieldwork have focused on the experiences of children in foster families or childcare facilities.

The field research on foster parents has focused on the differences in the object, while it has been made only in family sociology. On the other hand, the field research on childcare facilities has been made in many fields in sociology, while it has missed many objects of study.

Based on this review, the final section of this paper shows the future prospects of the studies on “alternative care” in Japanese sociology.